

ありがとうございます！

皆様に支えていただき 広報誌「まつもとほうじん」が創刊500号!!

松本法人会では昭和40年の創立以来、会員企業の皆様への情報発信手段として広報誌の発行を続けてまいりました。昭和52年5月からは毎月発行を続け、お陰様で本号（平成28年9月号）にて通算500号を発行することが出来ました。これもひとえに会員企業の皆様・諸関係機関のご協力の賜物でございます。誠にありがとうございます。

経営者や経理ご担当等の方々に知っておいていただきたい税務に関する情報や松本法人会主催の各種研修会・講演会、社会貢献活動や親睦事業、部会独自の活動に関する告知・報告、さらには会員企業のご紹介、地域の情報発信など、当会の歴史と共に歩んできた広報誌「まつもとほうじん」は、現在約4400社の会員企業や関連先に毎月お配りしております。

その掲載記事の多くは会員企業の中からご協力いただいております広報委員会の方々によるご執筆のものであり、同じく税制委員会の方々をお願いしている記事と併せて、まさに会員手作りの広報誌として発行を続けてまいりました。現在、全国に441会ある法人会ですが、広報誌を毎月発行している会はほんの僅かで、内容についてもこれほど会員さん自身にご執筆いただいているものはなかなか見あたりません。まさしく松本法人会が誇る「宝」と呼べる存在でございます。これからも会員の皆さんと松本法人会との架け橋として発行を続けてまいりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

一般社団法人松本法人会 会 長 神澤 陸雄
広報委員長 塚田 哲夫



おなじみのピンクの広報誌は広報委員・税制委員等の方々にご協力いただき、昭和52年以降毎月発行を継続しています。

広報誌「まつもとほうじん」創刊500号記念企画『松本税務署の歌』ご紹介♪

広報誌の発行と共に当会創立当初から会員企業の皆様に対して実施しております毎月の決算説明会や毎年の税制改正に関する研修会。これらに関して講師派遣などの面で多大なご協力をいただいているのが松本税務署さんです。国宝松本城近くに明治29年の開署以来、地域の税務行政の拠点として、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため公務に励まれております。

今回、広報誌創刊500号を記念し、松本税務署さんより貴重な資料のご提供をいただきましたのでご紹介いたします。それは昭和初期に制作された「松本税務署の歌」です。現在全国に524ある税務署ですが、署独自の歌を制作したというのは非常に珍しく松本税務署だけかも知れないそうです。残念ながら現在は歌う機会はないそうですが、その歌詞から昭和初期の当地の状況、税務署の雰囲気を感じることが出来る貴重な資料です。

「松本税務署の歌」

現在の税務署庁舎は平成3年築ですが、「松本税務署の歌」は、昭和3年に完成した旧庁舎の新築を祝い、第13代署長の植木庚子郎（昭和2年7月～昭和4年6月）が昭和3年に作詞したものです。作曲は松本一広（当時の職員）であり、歌詞を読むと、今はすっかり変わってしまった当時の情景や、今も承継されている課税の公平等税務職員としての心情が伝わってきます。庁舎落成式の際には、庁舎前で市民に数千の紅白餅と数十の餅俵を振る舞い、また、署長自らが飛行機に乗り込み十数万枚の納税標語ピラを撒き、納税宣言を試



昭和3年に完成した旧松本税務署庁舎

みたとの記録があります。

植木署長は昭和4年6月に岐阜税務署長に転出しておりますが、後に法務大臣や大蔵大臣を歴任され、昭和時代の政治家として有名です。

歌は序曲から新築・責務・友情・歌宴(うたげ)までの5番構成となっています。



第13代松本税務署長 植木庚子郎 氏

松本税務署の歌 作詞 植木庚子郎
作曲 松本一広

アルプスのゆき こちにとけ
ひろ ぐるよく でん みず ぬるみ
そう えんの いろはる めげば
ふ かしじょう とう づい きみ つ

歌 詞

アルプスの雪 東風に溶け 序 曲
桑園の色 春めけば 広ぐる沃田 水ぬるみ
昨諒闇の雲晴れて 昭和新政 今三年 新 築
てうなの響 空に消え 礎固き 館なる
南安東筑 松本市 平原の民 三十万 責 務
租税の公平 胸に期す 我等の血潮の 高鳴りよ 友 情
友の理想を 我讃へ 我が喜びに 友は舞ふ 奇しき縁に 相結ぶ 靑少三十有余人
館の永久を 祈りつつ 友の多幸を 祝げば 今し満ち来る 歡喜に 盡くとしもなき 歌 宴 哉

昭和三年七月八日

常任理事会・役員大会開催

8月26日、松本東急REIホテルにて常任理事会ならびに役員大会が開催され、会員増強および法人会福利厚生制度の推進について審議されました。

本年度は会員の皆様にもご協力をお願いしております新たな施策“法人会「やまびこ運動」”のさらなる推進など、会員増強につきまして、これまで以上の取組み、ご協力をいただくよう話し合いが行われました。

また、役員大会終了後には7月に新たにご着任された清水松本税務署長による税務講話を拝聴しました。

お仲間企業をご紹介ください！

・平成28年度会員増強運動について

活動期間：8月26日(役員大会開催日)～12月末日

目標会員数：4,410社

表1：平成28年度の目標と、達成のための所要見積

	28年 8月	28年12月31日	所要数
法人数	7,599		◎4,410-4,330 =80(不足) +125社 (退会見積分) 必要な加入数:205社
会員数	4,330	4,410	
加入率	57.0%	58.0%	

※会員数は個人会員も含む

現在、私ども法人会を取り巻く環境は厳しさを増し、全国的な会員数の減少、組織率の低下に悩まされており、当会におきましても大きな課題となっております。

そこで本年度も法人会活動の活性化を目指し、8月26日(役員大会開催日)より12月末日を会員増強運動期間として会員数4,410社達成を目標に運動を展開します。

今年は、新たな加入勧奨活動先の開拓を目指し、会員の皆様にお知り合いをご紹介いただく“法人会「やまびこ運動」”を展開しております。本会・部会役員、各委員会委員の方々等を中心としてすでに活動を展開していただいておりますが、皆様にも是非お仲間をご紹介いただきたくお願い申し上げます。お心当たりございましたら是非松本法人会事務局までご連絡ください。(松本法人会事務局：電話0263-35-8080)

県内各法人会会員加入状況と松本法人会部会別会員加入状況及び平成28年度(8月以降)加入目標をまとめたものを掲載いたします。

法人会「やまびこ運動」とは…

会員の皆さまからお知り合いをご紹介いただき、新たな加入勧奨活動先の開拓を目指す取り組みです。(11月末まで実施)

表2：県内の各法人会の会員加入状況(6月30日現在)

※()は対前年増減
※会員数には個人会員を含む

法人会名	27年6月30日			28年6月30日		
	法人数(社)	会員数(社)	加入率(%)	法人数(社)	会員数(社)	加入率(%)
(一社)松本	7,642(-30)	4,391(-44)	57.5(-0.3)	7,599(-43)	4,335(-56)	57.0(-0.5)
(一社)長野	9,443(-269)	5,403(-173)	57.2(-0.2)	9,390(-53)	5,417(+14)	57.7(-0.2)
(一社)佐久	3,866(+33)	2,223(-3)	57.5(-0.6)	3,853(-13)	2,213(-10)	57.4(-0.1)
(一社)上田	5,172(+29)	3,281(-16)	63.4(-0.7)	5,190(+18)	3,275(-6)	63.1(-0.3)
(一社)諏訪	4,584(-22)	2,750(+2)	60.0(+0.3)	4,549(-35)	2,751(+1)	60.5(+0.5)
(一社)伊那	3,220(-23)	1,900(-43)	59.0(-0.9)	3,219(-1)	1,731(-169)	53.8(-5.2)
(一社)飯田	3,414(-12)	2,158(-26)	63.2(-0.5)	3,448(+34)	2,136(-22)	61.9(-1.3)
(一社)木曾	626(+77)	359(-4)	57.3(-8.8)	622(-4)	350(-9)	56.3(-1.0)
(一社)大北	1,171(-4)	665(-8)	56.8(-0.5)	1,188(+17)	671(+6)	56.5(-0.3)
(一社)信濃中野	2,056(-35)	1,089(-31)	53.0(-0.6)	2,097(+41)	1,077(-12)	51.4(-1.6)
合計	41,194(-516)	24,219(-412)	58.8(-0.2)	41,155(-39)	23,956(-263)	58.2(-0.6)

会員増強・法人会「やまびこ運動」へのご協力をよろしくお願いいたします!!

表3：会員加入状況と平成28年度（会員増強運動開始以降）加入目標及びやまびこ運動目標

部 会 名	平成28年 8月26日現在				28年度 加入目標 (8月以降)	やまび こ運動 目 標	部 会 名	平成28年 8月26日現在				28年度 加入目標 (8月以降)	やまび こ運動 目 標
	法人数	加入数	加入率	個人会員 (加入数の内)				法人数	加入数	加入率	個人会員 (加入数の内)		
上 土	105	56	53.3	1	3	8	塩 尻	1,169	548	46.9	13	30	55
今町六九	141	84	59.6	3	3	8	豊 科	452	241	53.3	16	11	25
伊 勢 町	128	64	50.0	1	4	8	穂 高	635	337	53.1	4	15	34
中 央	164	93	56.7	2	4	8	川 手	225	138	61.3	12	5	14
深 志	129	74	57.4	3	3	8	波 田	220	138	62.7	7	4	14
本 庄	145	80	55.2	1	4	8	三 郷	225	111	49.3	1	6	12
白 板	144	67	46.5		4	8	筑 北	77	33	42.9	1	3	5
城 西	155	86	55.5	4	4	8	安 曇	55	24	43.6		2	5
城 東	153	71	46.4		4	8	梓 川	160	71	44.4	5	5	8
東 部	390	206	52.8	5	9	21	堀 金	109	55	50.5		3	8
北 部	296	112	37.8	2	9	12	朝 日	43	27	62.8	1	1	5
南 松 本	233	114	48.9	3	6	12	山 形	112	61	54.5	2	3	8
西 北	404	216	53.5	2	10	22	奈 川	18	18	100.0	1	0	5
芳 川	332	169	50.9	2	8	17	上高地白骨	28	28	100.0		0	5
本 郷	221	97	43.9	4	6	8	農 協	7	7	100.0		0	5
寿	422	159	37.7	7	13	16							
西 部	419	218	52.0	2	10	22							
南 部	530	258	48.7		13	26							
南 西	248	112	45.2	3	7	12							
南 東	310	157	50.6	5	8	16							
							計	7,599	4,330	57.0	113	220	464

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本 社：〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
U R L：<http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所
社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。





皆さん
こんにちは♪

株草田組
松本市五常
代表取締役 草田 章夫 氏

「お近くのインフラを力強く守ります」

松本市旧四賀村五常地区の総合建設業(株)草田組で、今年新たに代表取締役に就任された草田章夫さんにお話を伺いました。草田組は章夫さんの曾祖父が昭和11年に当地で創業されて以来、地域の道路や河川、上・下水道の整備といった土木工事等を中心に手掛け、今年創立80周年の節目の年を迎えました。

草田さんは子供のころから家業を間近に見ながら育ち、「長男である自分もいずれは力になりたい」と自然に考えるようになり学校卒業後すぐに入社されて、工事現場での作業や管理、近年は役員として入札等経営全般を手掛け、この度会長となった父親のもとで様々な経験を積み今年新たに社長になられました。

そんな草田社長に仕事について尋ねると「インフラ整備等を中心に行う、地元地域に育ててもらった会社ですから、これからも地元のためにしっかりと仕事をしていきたいです」と力強く語って下さいました。自社の仕事に業界の仕事、地域活動と忙しい毎日を過ごす草田社長のリフレッシュ方法は松本山雅FCの試合観戦とのこと。シーズンパスもお持ちで時間があるときにはアルウィンに駆けつけているそうです。

(中山英也編集委員)



頑張ってます!!

『美と健康のお手伝い』

(有)総合美容マルヤマ
松本市松原

丸山 恵さん

丸山春人社長によって設立された(有)総合美容マルヤマは、理美容機械器具、用品の卸売を業とし、創業28年を迎えました。恵さんは丸山社長のご長男、琢史氏と結婚。独身時代ヘアウィッグの販売を手がけてきた経験を生かし、エステ・美容部門の営業を担当しています。

今までの販売と営業の違い、それは、販売は商品を説明紹介する「話す」立場であり、営業はサロンが何を求め、何を欲しているかを「聴く」立場であり、その違いを実感しているとのこと。恵さんは、すべて人生の勉強と受け止め、女性が輝く仕事に喜びを見出しています。

会社のコンセプトは「心身の健康」。サロンと一体となって美と健康を発信していく業界にしたい。社長には生涯営業マンとして、いつまでも若々しく私達に見本を示していただきたいとのこと。会社の明るい未来が見えるようです。

(山口侑子編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

ふるさとの宝
次代へのおくりもの

221 ～ 松本から世界水準の音楽を発信 ～

「セイジ・オザワ松本フェスティバル」

1991年、小澤征爾氏の「日本人の手で世界水準の音楽を発信する」という構想の下に企画された音楽祭開催にふさわしい都市として、スズキ・メソードの本拠地であり、自然・立地・施設面などが評価され“楽都”松本市が選ばれました。他の有力候補地をおさえて決定されたもう一つの要因は、松本人の熱い想いでした。

チケット販売時の行列整理や、小澤総監督をはじめ演奏者・ゲスト達に地元の名物「信州そば」を振舞う等、地元ボランティアの「おらがフェスティバル」と自主自立性に富んだ松本らしいおもてなしが、初開催から現在まで続いています。また、市内外の小中学校等の吹奏楽部によるパレード・国宝松本城で開催される合同演奏会等にも住民が積極的に参加するとともに、実際の公演にもオーディションで選ばれた児童や一般市民が出演して



吹奏楽パレードの様子 (c)山田 毅

います。こうした地域と二人三脚で開催される音楽祭は各方面で高い評価を得て、その一つの証として、今年2月には音楽祭で小澤氏が指揮し、地元合唱団もコーラスとして参加したオペラ作品が

世界最高峰の音楽の祭典「グラミー賞」を受賞する快挙を成し遂げました。

音楽祭の核となるオーケストラは、常設のオーケストラではなく、個々に活動しているメンバーが音楽祭の時期のみ臨時編成され、故齋藤教授の教え子が母体となっています。また、世界一流のソリストを招いて

のオペラは、松本でリハーサルを重ね作り上げるもので「引越し公演」ではありません。若手音楽家の育成、福祉施設への出前コンサート等、活動内容も世界のモデルとなっています。

市民・行政が一体となり、小澤征爾総監督を中心に数々の企画を盛り上げ成功させてきた音楽祭をこれからも大切に続けていきたいものです。

(山口侑子編集委員)

青年部コーナー

献血活動ご協力のお礼

会員企業の皆様にもご協力をお願いしております。本年度の献血活動を8月23日(火)に「イオン南松本店」「松本献血ルーム」の2会場にて開催しました。

「イオン南松本店」では青年部員が自身の献血とともに、一般客への協力依頼を行いました。大変暑さの厳しい中での開催となりましたが、大勢の皆様からご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

平成28年度献血活動結果(「イオン南松本店」「松本献血ルーム」合計)

開催日	受付数(献血可能者数)	法人会関係者	一般
8月23日(火)	54名(40名)	31名	23名

女性部コーナー

8月例会開催報告

「家族皆に幸せを呼び込む 相続の仕方」

8月5日(金)講師に全国相続協会相続支援センター世話人代表の大沢利充税理士をお招きし「家族皆に幸せを呼び込む 相続の仕方」というテーマで8月例会を開催しました。



「相続」という、とてもデリケートで大切な問題についての講演でしたが、講師の大沢氏が「遺言書」をキーワードにわかりやすく、楽しく解説してくださいました。大勢のご参加誠にありがとうございました。

さあ！ネットで申告・納税
イータックス (http://www.e-tax.nta.go.jp)

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁰²〕

法人契約の終身保険を退職以外の理由で個人契約に変更した場合の経理処理

Q. 当社では被保険者を役員A、死亡保険金受取人を会社とする終身保険に加入していますが、このほど資金繰りの関係で契約者、死亡保険金受取人を会社から役員A、役員Aの遺族に変更して、保険料の会社負担を少しでも軽くしようと考えています。

この場合の経理処理はどうなりますか。

契約者	会社→役員A
被保険者	役員A
死亡保険金受取人	会社→役員Aの遺族
保険種類	終身保険

A. 会社から役員Aへの生命保険契約の譲渡として取り扱われます。

法人の保険料負担を軽減する方法としては、保険契約の減額、解約の他に、契約者を被保険者に変更し、生命保険契約を譲渡することも考えられます。

この譲渡が有償であるか、無償であるかにより、次のように処理します。

有償による譲渡の場合

契約者を被保険者等に、受取人を被保険者の遺族に変更し、有償で譲渡する場合は、解約返戻金相当額(解約返戻金、積立配当金等の合計額)で譲渡します。

法人の経理処理は、該当契約の資産計上額(保険料積立金、配当金積立金等の合計)と解約返戻金相当額との差額を雑収入、又は雑損失とします。

借方	貸方
現金、預金(注) 250万円	保険料積立金 300万円
雑損失 80万円	配当積立金 30万円

(注) 解約返戻金相当額 (配当金等を含む)

無償による譲渡の場合

無償での譲渡では、解約返戻金相当額を臨時給与として取り扱います。

該当契約の解約返戻金相当額と資産計上額との差額は、雑収入又は雑損失として処理します。

借方	貸方
臨時給与(注1) 250万円	保険料積立金 300万円
雑損失 80万円	配当積立金 30万円
未収金(注2) 90万円	預り金(注2) 90万円

(注1) 解約返戻金相当額

(注2) 臨時給与にかかる源泉徴収税額

臨時給与の場合、譲渡の対象が従業員であれば法人としては損金算入され、また、役員に対する臨時給与となる場合は、原則損金不算入となります。いずれの場合も、受け取った個人には所得税、住民税が課税されます。

譲渡後、保険事故が発生した場合や解約した場合譲渡の後、保険事故が発生した場合や解約した場合の課税関係は、相続税、贈与税の対象となるか、所得税の対象となるかで取扱いが分かります。

相続税、贈与税の対象となる場合

名義変更前の保険料も譲渡を受けた個人が支払ったものとみなして、通常の個人契約と同様に課税されます。

所得税として課税される場合

解約返戻金相当額(有償の場合には支払額、無償の場合には臨時給与として課税対象となった金額)を必要経費として計算することとされています。

(税制委員会：小林 秀子、甕 秀行グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

未来へつながる



総合建設業

株式会社

フカサワ ir

〒390-1401

長野県松本市波田3003番地

TEL 0263-92-3007

FAX 0263-92-3057

経営レポート

中小企業経営強化法

みずしろ よしたか
公認会計士 水城 由貴

1. 中小企業経営強化法とは (新たな設備(機械装置)を導入する場合はご検討を)

平成28年7月より中小企業経営強化法が施行されました。現代の日本は、労働人口の減少、国際競争の激化等から中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は厳しさを増してきています。そのためいわゆるアベノミクス以降、政府は、様々な施策を打ち出してきました。ただその多くは、「中小企業等投資促進税制」、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」等、利益体質の企業に恩典のあるものであり赤字企業にはあまりメリットのないものでした。そこで中小企業経営強化法では、中小企業・小規模事業者の生産性の向上及び稼ぐ力を強化させることによりそのような厳しい事業環境にも対応できる企業の育成を意図しています。また本法律では、赤字企業にもメリットが出るよう固定資産税の軽減措置も盛り込まれています。

2. 中小企業経営強化法の特徴

1) 経営力向上計画の策定

企業が継続的に利益を出し稼ぐ力を強化するためには、PDCAサイクル[計画(Plan)し実行(Do)したうえで実施内容を評価(Check)しその内容に従って計画および実行内容を改善(Action)する]が必要と言われています。ただ中小企業の中には、事業計画が存在しないあるいはうまく計画できていない企業もあるのではないのでしょうか。

そこで中小企業経営強化法は、その計画するという中小企業が苦手と思われる分野をバックアップする制度を設けることにより稼ぐ力を強化させようとしています。

中小企業経営強化法では、国が制定した事業分野別に生産性向上の方法が示された事業分野別指針に従って経営力向上計画を各分野の主務大臣に申請します。具体的には 現状認識 経営力向上に関する目標 経営力向上に関する実施方法の記載が求められます。巷の補助金を取得するためには、キングファイル1冊にも及ぶ提出書類を求められることもあるようですが、本法律で要求される経営力向上計画は、実質2枚程度と国が求める提出書類としては、格段にシンプルな申請書であることも特徴です。

2) 中小企業経営強化法による支援措置

中小企業・小規模事業者等は、上記申請書について国の認定を受けた場合以下のような税制優遇や金融支援を受けることができます。

新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

中小企業者・小規模事業者が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合、3年間固定資産税を1/2に軽減するというものです。この特例は、史上初の固定資産税での設備投資減税で、赤字企業への減税対策や設備投資への意欲向上も期待されています。通常固定資産税は、償却資産価額の1.4%ですが、新たに大きな機械装置の導入を検討している企業においては、赤字黒字を問わず本法律の検討が望まれます。特例の対象となるためには、

- ・経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置であること
- ・生産性を高める機械装置(160万円以上、生産性1%向上)であること

の両要件を満たすこととなります。

政策金融機関及び商工中金による低利融資

経営力向上計画が認定された中小企業・小規模事業者は、政策金融機関の低利融資のほか商工中金による独自の融資制度により、低利融資が受けられます。

中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

その他の金融支援

中小企業投資育成株式会社法の特例として通常の投資対象に加えて基本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になる制度や日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジットや中小企業基盤整備機構による債務保証があります。また食品製造者には、経営力向上の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善促進機構による債務の保証を受ける制度もあります。

水城由貴公認会計士事務所
松本市島立堀米863-1
電話 (0263) 31-6665

T&D
T&D保険グループ

わたしたち大同生命は、 障がい者スポーツを応援しています。

大同生命は、平成4年から「全国知的障害者スポーツ大会※」に、
平成13年から「全国障害者スポーツ大会」に特別協賛を行っています。

「消費税申告一声運動実施中」

※「全国知的障害者スポーツ大会」は、平成13年に「全国身体障害者スポーツ大会」と統合され、「全国障害者スポーツ大会」となりました。

DŌDO 大同生命保険株式会社 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

9月の予定

1日夏期特別研修会 2日税制委グループ会議、松本Aブロック税務研修会 5日松本Bブロック税務研修会 6日塩尻部会税務研修会 7日女性部幹事会 8日川手部会税務研修会 9日全国青年の集い北海道大会 12日筑北部会税務研修会 13日松本Cブロック税務研修会、青年部第二委員会幹事会 14日波田・安曇・

奈川部会税務研修会 16日9月役員会 20日山形・朝日部会税務研修会 21日松本Dブロック税務研修会 26日梓川・堀金・三郷部会税務研修会 27日豊科・穂高部会税務研修会 28日決算説明会 29日松本Eブロック税務研修会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/8月決算法人対象）
9月28日(水) 午後2時より 大同生命松本ビル1階 第一会議室

事業者・従業員の皆さま

長野県・県内全77市町村

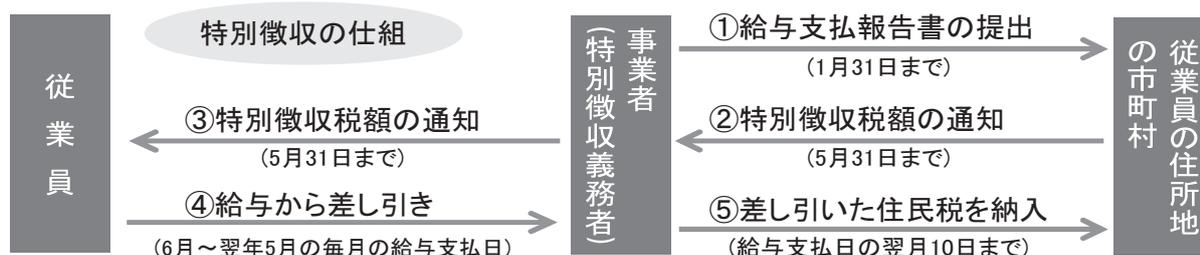
平成30年度から、原則全ての事業者が 個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

地方税法上、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り、従業員()に代わって納税することとされています。

原則として、アルバイト、パート等を含む全ての従業員です。

長野県と県内全77市町村は、平成30年度から原則全ての事業者を特別徴収義務者に指定し（特別徴収税額通知の送付）特別徴収を行っていただく取組を全県的に実施します。

現在、特別徴収を行っていない事業者の皆さまは、特別徴収の実施準備をお願いします。



【お問合せ先】 県庁市町村課(026-235-7068)又は最寄りの市町村住民税担当課

2016シーズン

松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリティー募金」を原資の一部として、2016シーズンも松本山雅FCへのサポート(パートナーカンパニー 10)を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チケットをご希望される方に抽選でプレゼントいたします。下記方法にてご応募下さいますようお願い申し上げます。

【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先(住所・電話番号) ご希望される試合 お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日」と「対戦チーム」をご記入下さい。(ご希望の試合に外れても、他の試合に当選される場合がございます。)

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局にFAX(36-0839)で、9月14日(水)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチ

ケットの発送をもって代えさせていただきます。)

【注意点】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・今回は9月25日[vs清水エスパルス]～11月20日[vs横浜FC]までのチケットです。

『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
33	9月25日(日)	清水エスパルス	14:00
35	10月8日(土)	ファジアーノ岡山	15:00
37	10月23日(日)	愛媛FC	14:00
39	11月3日(木・祝)	ロアッソ熊本	14:00
40	11月6日(日)	東京ヴェルディ	13:00
42	11月20日(日)	横浜FC	14:00

【お問い合わせ】 法人会事務局(電話：0263-35-8080)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データ データ データ データ データ データ データ データ データ データ

一般社団法人 松本法人会

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

信州ブレイブウォリアーズ

2016-17SEASON
信州ブレイブウォリアーズ
松本大会開催



松本市・松商学園出身 #5 武井弘明 選手

12/10(土) 11(日)

@松本市総合体育館
vs 茨城ロボッツ

3/25(土) 26(日)

@松本市総合体育館
vs 西宮ストークス



www.b-warriors.net

株式会社信州スポーツスピリット 〒387-0007 長野県千曲市屋代1821
TEL: 026-214-7022 FAX: 026-214-7023 E-mail: info@b-warriors.net



地元職人が伝授する「そば打ち体験館(生坂村)」



信州名物手打ち蕎麦を体験 & とっておきの思い出作りをしてみませんか? 自分で打ったお蕎麦は格別! 美味しく作ったお蕎麦を召し上がれ (幼児のお子様は、大人の方と一緒に体験していただきます。)

料金 一枚 1,700円 (1枚につき2名様まで)
完全予約制: ご利用日の5日前までにご予約ください。
持ち物: エプロン、三角巾、お持ち帰り用タッパー
予約・お問い合わせ 村営やまなみ荘0263-69-2032
(中山英也編集委員)

川柳コーナー

第五十六回松本市芸術文化祭
市民芸展 川柳入選作品紹介

テレビ松本賞

気がかりな

老いを残して

娘は嫁ぎ

山岡寿和夫

奨励賞

人のため

精出す人の

背な光る

花岡由紀子

あとがき

八月、南米大陸初のブラジル開催となりました。オデジャネイロ五輪が、十七日間の熱い戦いを無事終了し幕を閉じました。それぞれの競技で一生懸命戦っていた選手を見ていれば、メダル獲得が全てではないと判ってはいても、どうしても気になってしまつたのがメダルの獲得数。今大会は史上最多獲得をした前大会のロンドン五輪38個をしのぐ41個のメダルを獲得! そのメダリストの中には3人の長野県出身の選手もいて、長野県民としても喜ばしい結果となりました。私も初日から柔道を始め競泳、体操と、連日のメダル獲得に時間を忘れテレビにかじりついておりました。気づけばリオに行つてもないのに時差ボケになる始末。朝は夏休みでラジオ体操に行く為、早起きする小学生の娘に叩き起されておりました。選手団の橋本団長が、メダル獲得総数が史上最多となったことについて、「選手が真摯に打ち込み、4年間積み重ねた努力の成果。若手も育っていることに喜びを感じると記者会見で語ったように、今回二十代前半の若い選手達の活躍もそれぞれの競技で多く見られました。4年後自国開催である東京五輪ではこの若い選手達が、自国開催のプレッシャーをはねのけ、さらなる活躍をしてくれ、ことを期待せずにはいられません。(中山)

(本号編集委員: 中山英也、山口侑子)



注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 塚田哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社